ACSES ニュースレター_２２０３号（2021 年 10 月 29 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇【2021 年 10 月第 4 週 化学災害ニュース】〈産業技術総合研究所〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・京大発注工事で収賄、元職員起訴内容認める〈新聞報道〉／業者まかせの相見積もり「滋賀医科大時代に手法教わった」収賄罪の初公判で元京大職員が証言／京大設備工事巡る贈収賄、元職員を起訴　謝礼に充電式ブロワセットなど〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・11 月 5 日に緊急地震速報の訓練を行います ～訓練参加機関をお知らせします～〈総務省消防庁〉
・防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果〈総務省消防庁〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 「スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質の候補とそれに関する有害性情報提供のお願い（申出期間：令和3年10月18日～令和3年12月24日）」を掲載しました。〈経済産業省〉
[4] 健康安全
◇無料の電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します ～11 月 6 日（土）、全国 8 労働局で相談に対応～〈厚生労働省〉
[5] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[6] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和 3 年 10 月 19 日生食発 1019 第 1 号）〈厚生労働省〉
◇オランダの一部区域からの生きた家きん等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
◇ドイツからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
[7] 温暖化対策関係
◇2030 年削減目標達成でも今世紀末までに平均気温 2.7 度上昇 国連〈放送報道〉
◇脱炭素化への移行に向け、トランジション・ファイナンスに関する鉄鋼分野における技術ロードマップを取りまとめました〈経済産業省〉
[8] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　３件　[公募結果、意見募集結果]　３件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　８件　[開催記録、報告、資料等]　５件
[10] その他　１件

丸葉木（マルバノキ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇【2021 年 10 月第 4 週 化学災害ニュース】

＜産業技術総合研究所　RISCAD Update　2021 年 10 月 27 日＞

https://riss.aist.go.jp/sanpo/riscadnews/riscadupdate/2021/10/p8551/

＊2021/10/14 発生の、中国・過酸化水素工場で爆発、火災

：1 名が行方不明、1 名が負傷。工場は、過去に消防設備の不備などで 3 回処分を受けていた

中国・江蘇省で工場火災　１人けが１人不明

＜日テレ NEWS24　2021 年 10 月 14 日＞　https://www.news24.jp/articles/2021/10/14/10956598.html

＊2021/10/19 発生の、愛知・建設中の火力発電所で電気室の配電盤から火災

：2022 年度の運転開始に向けて建設中の発電所での火災。石炭コンベアの電気室内の配電盤から出火した可能性

愛知・武豊火力発電所で火事　電力供給に影響なし

＜テレ朝 news　2021 年 10 月 19 日＞　https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000232392.html

＊2021/10/20 発生の、福井・金属加工工場でチタンを含む金属屑の火災

：自動車部品用の合金を製造する工場の屋外の金属屑置場から出火した可能性。金属屑にチタンなどが含まれていたため放水消火ができず、消火活動が難航して、約 57 時間後に鎮火

勝山市の金属工場で火災、消火活動難航　10 月 20 日明け方に出火、けが人なし

＜福井新聞　2021 年 10 月 20 日＞　https://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/1420923

＊2021/10/20 発生の、富山・中古タイヤ販売店の資材置場でタイヤの火災

：資材置場の敷地内にあったコンテナ周辺から出火した可能性。資材置場と野積みされていたタイヤが焼け、敷地内のプレハブに延焼

射水市　大量のタイヤ燃える　コンテナが火元か／富山

＜チューリップテレビ　2021 年 10 月 20 日＞　https://www.tulip-tv.co.jp/news/

＊2021/10/20 発生の、岡山・廃材置場で廃樹脂の火災

：廃材置場で木材パレットを燃やしており、その火が廃樹脂に延焼した可能性

工場の廃材置き場から火 一時黒煙上がる 岡山市南区

＜NHK　2021 年 10 月 20 日＞　https://www3.nhk.or.jp/lnews/okayama/20211020/4020010707.html

＊2021/10/21 発生の、愛知・廃棄物処理施設で火災

：粗大ごみの破砕分別処理をする工場での火災。破砕した廃棄物か、ベルトコンベアから出火した可能性

ごみ処理施設で火災、不燃ごみのコンベヤーから出火か　愛知県安城市

＜メ～テレ　2021 年 10 月 21 日＞　https://www.nagoyatv.com/news/?id=009470

[　　]内 ： ACSES 事務局付記

――――――――――――――――――

◇***その他の事故、事件***

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について

＜消費者庁　2021 年 10 月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026443/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211028_01.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：97 件

うち重大事故等として通知された事案：41 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2021 年 10 月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026442/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_211028_02.pdf
1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)(3)を除く)：４件
(2)事故情報(食中毒情報)：９件
2. リコール・自主回収情報
(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：39件
(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：４件

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・京大発注工事で収賄、元職員起訴内容認める
＜朝日新聞　2021年10月28日＞
京都大学発注の工事で便宜を図る見返りに家電製品を受け取ったとして、収賄の罪に問われた滋賀県東近江市の元京大職員糸井達也被告(加)H9月口日付で依願退職Hの初公判か釘目、京都地裁(赤坂宏一裁判官)であった。糸井被告は「まちがいない」と起訴内容を認めた。
起訴状によると、糸井被告は京大職員だった2020年5月S今年7月、京大が随意契約で発注した桂キャンパス(西京区)の給排水や空調設備の取り付け工事などをめぐり便宜を図る謝礼として、業者の男性社員から充電式ブロワセットなど家電6点を受け取ったとされる。
検察側は冒頭陳述で、糸井被告が四年日月ごろに飲食の接待を受け、優先的に男性社員の業者に工事を受注させるようになったと指摘。ブロワセットを受け取ってからは「欲しい物を見つけるたびに男性社員に要求し、物品を受け取っていた」と主張した。

・業者まかせの相見積もり「滋賀医科大時代に手法教わった」　収賄罪の初公判で元京大職員が証言
＜京都新聞　2021年10月27日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/gallery/666238
京都大桂キャンパス（京都市西京区）の設備工事を巡る贈収賄事件で、収賄の罪に問われた元京大工学研究科管理課技術職員の男（30）=滋賀県東近江市=の初公判が27日、京都地裁（赤坂宏一裁判官）であった。男は「間違いございません」と起訴内容を認めた。
検察側は冒頭陳述で、男が以前勤務していた滋賀医科大で施設管理をしていた業者から、この業者の下請けである滋賀県竜王町の電気設備会社に工事を受注させてやってほしいと頼まれたと説明。同社の男性社員から飲食の接待を受けたことに味をしめ、優先的に同社に工事を受注させるようになったと指摘した。
被告人質問で元京大職員の男は、本来なら業者を選定するため自身で相見積もりを取るところ、電気設備会社に、同社よりも高額を記載した2～3社の相見積もりを用意させていたと説明。「いけないことと認識していたが、目先の利益を優先した」と謝罪した。こうした手法は滋賀医科大時代に上司から教わり、京大でも同様の手法を行う職員がほかにもいた、とも述べた。
起訴状によると、昨年5月～今年7月、京大が随意契約で発注する桂キャンパスの給排水・空調設備工事について、見積書を取る業者に電気設備会社を選ぶための謝礼として6回にわたり、清掃用の機械など6点（約25万円相当）を受け取ったとしている。

・京大設備工事巡る贈収賄、元職員を起訴　謝礼に充電式ブロワセットなど
＜京都新聞　2021 年 10 月 4 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/650806
京都大桂キャンパス（京都市西京区）の設備工事の随意契約を巡る贈収賄事件で、京都地検は４日までに、収賄の罪で京大工学研究科管理課の元技術職員の男（３０）＝東近江市＝を起訴した。また右京区検は、贈賄の罪で電気設備会社社員の男（２９）＝栗東市＝を略式起訴し、右京簡裁は４日までに罰金５０万円の略式命令を出した。処分はいずれも９月１７日付。

起訴状によると、元技術職員の被告は昨年５月から今年７月までの間、京大が随意契約で発注する桂キャンパスの給排水・空調設備の取り付けや修繕工事について、見積書を取る業者に同電気設備会社を選ぶための謝礼として６回にわたり、充電式ブロワセットなど６点（約２５万円相当）を社員の被告から受け取ったとしている。

京大によると、元技術職員の被告は先月１７日付で辞職したという。

□*大災害、原発事故対策*

[大震災対策]

・11 月５日に緊急地震速報の訓練を行います

～訓練参加機関をお知らせします～

＜総務省消防庁　2021 年 10 月 28 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/211028_bousai_2.pdf

「津波防災の日」・「世界津波の日」である令和３年11月５日(金)に、緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。この度、訓練に参加する機関等を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

記

１．訓練参加機関

緊急地震速報の訓練を実施する予定の機関等は次のとおりです。

（１）地方公共団体 全都道府県（47団体）及び全市区町村（1,741団体）

このうち行動訓練や情報伝達訓練を実施する団体 954団体954団体のうち住民参加型の訓練を実施する団体 168団体

※詳細は別紙１を御参照ください。

（２）国の機関 中央省 庁 21府省庁

地方支分部局等 824組織

（３）緊急地震速報の訓練報を配信する事業者 18事業者

（４）民間企業、各種団体等 752か所

２．訓練に関する留意事項

〇気象・地震活動の状況等によっては、訓練用の緊急地震速報（以下「訓練報」といいます。）の配信を急きょ中止する場合があります。なお、中止を決定した場合には、速やかに気象庁ホームページ等でお知らせします。

〇気象庁からの訓練報を利用しない機関では、10時00分頃以外の任意の時間に訓練が実施される場合があります。

・防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

＜総務省消防庁　2021 年 10 月 28 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/ac8b68928034658073b3b6cca8498507d204815a.pdf

消防庁では、防災拠点となる公共施設等の耐震化状況について調査を実施し、この度、令和２年 10 月１日現在の状況を取りまとめましたので公表します。

調査結果の概要
○ 耐震性が確保されている※防災拠点となる公共施設等の割合は、昨年度から 0.9 ポイント上昇し、95%を超えた。[全体耐震率 95.1%]
○ 災害対策本部設置庁舎の耐震率は市町村で 1.8 ポイント上昇し 83.9%となった。また、同庁舎又は災害対策本部の代替庁舎が耐震化されている市町村の割合は 1.4 ポイント上昇し 98.6%となった。
○ 耐震率は着実に上昇しているものの、災害時の業務継続性確保の観点から、未耐震となっている防災拠点となる公共施設等の耐震化に早急に取り組む必要がある。

※ 本調査において「耐震性が確保されている」とは、昭和56 年の建築基準法改正に伴い導入された現行の耐震基準を満たすことをいいます。

１ 調査対象等

(1) 調査対象

都道府県及び市町村が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等：185,472 棟
(2) 調査内容
・都道府県及び市町村が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等の耐震状況
・災害対策本部設置庁舎及び代替庁舎の耐震状況 等
(3) 耐震化推進の根拠となる計画
次のとおり。

【防災基本計画（令和３年５月 中央防災会議）（抄）】
第２編第１章第１節 ２災害につよいまちづくり (2) 建築物の安全化
○ 国、地方公共団体及び施設管理者は、地下街、劇場、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、地震、津波、風水害、火山災害及び雪害に対する安全性の確保に配慮するものとする。
第３編第１章第２節 ３地震に強いまちづくり (2) 建築物の安全化
○ 国及び地方公共団体は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

２ 耐震率の推移
３ 耐震性有無の内訳
４ 施設区分別耐震率
５ 災害対策本部が設置される庁舎及び代替庁舎の耐震状況
６ 消防庁の対応

本日、地方公共団体に対し、以下の取組等を進めるよう、資料１の通知を発出。
○ 防災拠点となる公共施設等について、耐震化に係る更なる取組の推進を図ること。
特に、消防本部・消防署所や災害対策本部設置庁舎について、地方公共団体の業務継続性確保の観点から、速やかに耐震化に取り組むこと。
○ 耐震化に係る費用には緊急防災・減災事業債の充当が可能であること。
さらに、新たに地方公共団体の未耐震の本庁舎の建替に併せて災害対策本部等を整備する場合、当該整備に要する費用にも同事業債の充当が可能となったことから、その活用も検討し、早急かつ計画的に耐震化に取り組むこと。
※調査結果の詳細（都道府県、施設区分別の状況）については、資料２のとおり。
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年10月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21943.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年 10 月 28 日版）
＜厚生労働省　2021 年 10 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21923.html
・入国時の誓約に違反した事例についてを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2hC12HOTYoQliEBY
・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2021 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-jCV-FOzQqQFq2BY

◇マスコミ報道　見出し
・パンデミック、「収束遠い」　ＷＨＯ緊急委が会合
＜時事ドットコム　2021 年 10 月 27 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021102700167&g=int
・拡大する国際ペット取引、熱帯林から都会に忍び寄るウイルス　次のパンデミックはすぐそこに

＜共同通信　2021 年 10 月 27 日＞　https://nordot.app/824528045189529600
・新型コロナ「ニューデルタプラス」出現 第 6 波は 12 月～1 月が要注意
＜NEWS ポストセブン　2021 年 10 月 28 日＞
https://www.news-postseven.com/archives/20211028_1702410.html/2

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ygClyGODcpQ1m5BY
・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました
＜厚生労働省　2021 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m2BK32nGRYIYnjkJY
・第 57 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和 3 年 10 月 26 日）の資料を掲載しました。
＜厚生労働省　2021 年 10 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-jD47rsr5OGoreBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・ワクチン 3 回目接種 2 回終えた“全員対象”の方針 厚労省分科会
＜NHK　2021 年 10 月 28 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211028/k10013326011000.html
新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種について、厚生労働省の専門家の分科会は 28 日、2 回目の接種を終えた人全員を対象とする方針で一致しました。これを受け厚生労働省は、ことし 12 月に医療従事者から順次、3 回目の接種を始める方針です。
厚生労働省は 28 日、専門家でつくる分科会を開いて、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目の接種の対象者について議論しました。

感染予防の効果 2 回目接種の 5 か月後以降には「低下」

分科会では、ファイザーのワクチンの感染を予防する効果が、2 回目の接種から 5 か月後以降にどう変化したかが報告されました。
アメリカの研究結果として、
▼16 歳から 44 歳では 89%が 39%に、
▼45 歳から 64 歳では 87%が 50%に、
▼65 歳以上では 80%が 43%に
それぞれ低下したとするデータが示されました。

入院予防の効果については 目立った低下は見られず

厚生労働省によりますと、入院を予防する効果については、アメリカの研究では、2 回目の接種から 5 か月後以降にはそれぞれ次のようになり、目立った低下は見られなかったということです。
▼16 歳から 44 歳で 88%が 90%に
▼45 歳から 64 歳で 91%が 90%に
▼65 歳以上で 84%が 83%に

3 回目接種 分かれる海外の対応 日本は「全員対象に」

続いて分科会では、海外の対応を確認したうえで、日本での対応を検討しました。
この中では、アメリカは高齢者や 18 歳以上の特定の疾患がある人などとしている一方、イスラエルは接種が認められている 12 歳以上の全員とするなど、各国で対応が分かれていることが説明されました。
これに対し、分科会の委員からは「希望する人全員に接種機会を提供すべきだ」とか「自治体の実務上、全員に打てるようにすることが現実的だ」などといった意見が出て、分科会として 2 回目の接種を終えた人全員を対象にする方針で一致しました。
また、高齢者など重症化を予防する効果が低下しやすい人などには、できるだけ 3 回目の接種を受けるよう呼びかけることも厚生労働省に求めました。

3 回目接種後の副反応は“2 回目までと同程度”

分科会では、3 回目の接種後の副反応についても、アメリカのデータが示されました。
それによりますと、ファイザーやモデルナのワクチンでは、報告された副反応が 2 回目までと同じ程度だったということです。
厚生労働省は、来月にも改めて分科会を開き、正式に方針を決めたうえで、12 月に医療従事者から順次、3 回目の接種を始めることにしています。

海外の 3 回目接種 各国の対象者の範囲は？

海外でも新型コロナウイルスワクチンの追加接種が始まっていますが、対象者の範囲は異なっています。
厚生労働省によりますと、
▽アメリカでは 65 歳以上の高齢者や、18 歳から 64 歳で特定の疾患がある人や仕事などでウイルスにさらされるリスクが高い人などが追加接種の対象となります。
▽イギリスでは 50 歳以上の人や、16 歳から 49 歳で重症化のリスクを高める疾患がある人、介護施設の居住者や職員、それに医療従事者などです。
▽カナダでは長期療養施設などに入っている高齢者です。
▽フランスでは自宅で生活する 65 歳以上の高齢者や高齢者施設などの居住者、重症化リスクが非常に高い人、基礎疾患がある人、それに医療従事者や救急隊員などです。
▽イスラエルは、当初、追加接種の対象を 60 歳以上としていましたが、対象を段階的に拡大し、現在は 12 歳以上としています。

・<u>令和３年度新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査ご協力のお願い</u>
＜厚生労働省　2021年10月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00058.html
　我が国の国内の新型コロナウイルス感染症の検査陽性者数は2021年10月27日現在、171万人が確認されておりますが、実際の感染者数は、検査により把握されているよりも多く存在していることが推測され、実際の感染者数に関する信頼性の高い結果を得るために、多くの国民の方々を対象とした抗体検査の実施が求められております。
　日本における感染者の推移を把握するとともに、今後の新型コロナウイルス感染症対策の基礎データとすることを目的として、令和２年度には、６月と12月に２回調査を実施しました。令和３年度においても２回の調査を予定しております。
　今年度は、５都府県（宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県）の住民を対象として、国立感染症研究所が実施する研究として、無作為抽出による調査を実施いたします。本調査への参加は任意です。
　以下の黄色の封筒を受け取られた方は、調査の対象者ですので、ご協力いただける場合は、質問票にご回答の上、内封の専用返信用封筒によりご返信ください。
　なお、本調査への参加にあたり、調査対象者の方に厚生労働省、協力地方公共団体及び調査委託先から金銭を要求することは一切ございません。

・<u>新型コロナウイルス感染症の抗体保有率疫学調査について</u>
＜厚生労働省　2021年10月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21933.html

・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6iCF6EOjUrQVuzBY

・<u>「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト」への製品の追加及びリスト更新受付の停止に関するお知らせ</u>
＜製品評価技術基盤機構　2021 年 10 月 20 日＞　https://www.nite.go.jp/information/osirase20211020.html
弊機構では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、アルコール消毒液の代替となりうる一般家庭等で入手可能な消毒方法の選択肢として、「有効な界面活性剤を含有するものとして事業者から申告された製品リスト」を、2020 年 5 月 22 日より NITE のホームページ上で公表してまいりました。

2021年6月30日付のお知らせでお伝えしましたとおり、2021年9月30日をもちまして、本製品リストへの製品の追加及びリスト更新受付を停止しました。
なお、当分の間、ホームページ上でのリストの公開は継続いたします。
また、販売が終了となった製品及び使用時の界面活性剤の濃度が有効濃度を満たさなくなった製品のリストからの削除は、引き続き行います。
※本製品リストの最終更新日（製品の削除に係るものを除く。）は、10月下旬を予定しております。
以上につきまして、ご理解のほど何卒お願い申し上げます。

・政府調達の布マスク 8000万枚余が未配布 保管費用は約6億円
＜NHK　2021年10月27日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211027/k10013324651000.html?utm_int=all_side_ranking-social_002
新型コロナウイルス対策として、政府が介護施設などに配るため調達した布マスクのうち8000万枚余りが、ことし3月末時点で配布されないまま民間の倉庫に保管され、そのための費用としておよそ6億円かかっていたことが会計検査院の調査で分かりました。
政府は、新型コロナウイルスの感染拡大でマスクが不足したことから、去年3月から6月にかけて複数の民間業者と契約し、介護施設や保育所用などとしておよそ1億5700万枚、全世帯向けにおよそ1億3000万枚の布マスクを調達しました。
これについて会計検査院が調べたところ、ことし3月末時点で介護施設や保育所を対象にしたものがおよそ7866万枚、全世帯向けがおよそ405万枚の、合わせて8270万枚余りが、配布されずに倉庫に保管されたままだったことが分かったということです。
布マスク1枚の単価は平均およそ140円で、金額にすると115億円相当に上るということです。
また、保管されていたのは政府が民間から借りた倉庫で、去年8月からことし3月までに、およそ6億円の保管費用がかかっていたということです。
会計検査院は、保管費用の節減に努めるとともに、在庫の解消が見込めない場合は売却や譲渡を検討することも必要だと判断しました。
厚生労働省は取材に対し「当初は、施設に向けて一律、マスクを配布していたが、ひっ迫状況が緩和され、要望があった施設に配布する方式に切り替えたため、保管の必要が出てきた。今後、有効な活用方法を検討していきたい」と話しています。

・米、5～11歳の接種許可へ　有識者委支持、ファイザー
＜共同通信　2021年10月27日＞
https://nordot.app/825834015826821120?c=39546741839462401

◇大学等関係
・炊き出しに並ぶ女子大生の願い「今が大変なんだから、今助けてほしい」
＜AERAdot.　2021年10月28日＞　https://dot.asahi.com/wa/2021102600074.html?page=1
　やれ「分配」だ「減税」だ、選挙まっただなかで各政党や政治家たちは声高に訴える。でもコロナで困窮する人たちは何を思い、何を望んでいるのか。声を聞いた。

＊　＊　＊

　10月の土曜日の午後、東京・池袋の公園に数百人の行列ができている。折りたたみ椅子持参でスポーツ紙を読む高齢者に交ざって、大きな袋を肩に掛け、スマホをいじりながら並ぶ若者の姿もチラホラ見られる。彼らが待っているのは無料で配られる弁当だ。
「今日はお弁当だけ。先週は弁当のほかにパンとか果物も配られたけど」と説明してくれたのは40代男性。都内の飲食店でアルバイトをしているが、コロナ禍でシフトが3分の1以下になり、2カ月前から家賃が払えずネットカフェや路上で生活し始めた。
「今はランチタイムの3時間だけ、週に3回だけだけど、まだ俺には仕事があるからいいよ。バイトの学生さん

はみんなクビさ。少しでもお金を浮かすために、あちこちの炊き出しに並んでる」

男性の手帳には細かい文字で炊き出しスケジュールが記されていた。

「ここの弁当が一番おいしい。でも早めに来て並ばなきゃならないけどね」。この日は弁当が配られる2時間前から並んだという。

行列の前方にはオシャレな服を着た若い女性も並んでいた。都内の大学に通う福島出身の女性はコロナ禍で居酒屋のバイトがなくなり、ポスティングのアルバイトで生活費を稼いでいると話す。

「旅館で仲居をしていた母の仕事がなくなってしまったのに、仕送りを増やしてもらうわけにはいかないから、何とか自分で働かないと。でもなかなかバイトも見つからない。節約のため、ここでお弁当を配る日は毎回並ぶようにしているんです。初めて並んだときはちょっと怖かったけど、もう慣れたから全然平気」

午後4時過ぎ、弁当が配られ始めると列は一気に進んでいく。この女性は弁当を受け取るや否や、猛ダッシュで再び列の最後尾に並んだ。記者も慌てて追いかける。

「弁当が余れば2回目の人にもくれるから」という。しかし、残念ながらこの日は途中で品切れ。

「早くこんな生活から脱出したい。コロナが早く収まって、またバイトに復帰できるのが一番の望みかな。選挙で給付金や補助金を出すって言ってるけど、どうせまだずっと先のことでしょ。今が大変なんだから、今助けてほしいのに」

もらった弁当をその場で食べ始めている50代男性もいた。

「今日初めての食事でね。給付金？　欲しいね。消費税の減税もありがたいけど、俺らはもともとお金使わないから。ありがたみは少ないね。使えるほどお金があればいいけどね」

夏に派遣切りにあい、新たに見つけた清掃の仕事も不定期で、貯金も尽きた。

「生活保護も考えるけど、家族に連絡がいくのが嫌で踏み切れない。家賃が払えなくなったら俺もホームレスになるのかもなって思う。俺たちみたいなコロナの被害者を助けてくれる政治家がいるなら、絶対投票するけどね。期待はできないね」

コロナ困窮者の数は、たぶん想像以上に多い。選挙で地元を奔走する候補者たちに、彼らの声は聞こえているのか。　　※週刊朝日　2021年11月5日号

****

[3] **「スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質の候補とそれに関する有害性情報提供のお願い（申出期間：令和3年10月18日～令和3年12月24日）」を掲載しました。**

＜経済産業省　2021年10月18日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/0.default.2021fy.pdf

＜環境省　2021年10月18日＞　http://www.env.go.jp/chemi/r1018.html

デフォルト適用候補物質に関する有害性情報提供のお願い

令和３年１０月１８日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）における一般化学物質 のスクリーニング評価のために、国は一定の情報源等[1, 2, 3]から有害性情報の収集及び信頼性の確認 を行い、有害性クラス[4] を付与しています。有害性情報を入手できなかった物質や、入手した有害性 情報が信頼性の観点等からスクリーニング評価に用いることができなかった物質については、平成 26 年より事業者へ有害性情報の提供を求め、平成 27 年度よりそれに加えて試験を実施し試験成績を 報告する旨の申出を受け付けることとしています。それでも有害性情報が得られなかった物質につい ては、デフォルト[5]の有害性クラス（人健康影響:有害性クラス２、生態影響：有害性クラス１）を 適用[6]し、スクリーニング評価を行うこととしております[7]。

今般、デフォルトの有害性クラスを適用し、スクリーニング評価を実施する一般化学物質の候補 （以下「デフォルト適用候補物質」という。）を選定しましたので、当該物質に関する不足している 有害性情報の提供をお願いします。有害性情報が得られなかった場合は、審議会で優先評価化学物質 の判定の審議に諮り、優先評価化学物質の指定を進めることとなります。

1. デフォルト適用候補物質について

デフォルト適用候補物質については表１のとおりです。

表１ デフォルト適用候補物質

物質名称	CAS登録番号(CAS RN)
Octadecene, reaction products with sulfur trioxide, hydrolyzed,potassium salts	2210238-56-3
Hexadecene, reaction products with sulfur trioxide, hydrolyzed, potassium salts	2210238-42-7
α－アルケニル（Ｃ＝３、直鎖型）－ω－ヒドロキシポリ（オキシエタン－１，２－ジイル）（数平均分子量が1,000未満のものに限る。）	27274-31-3

---

1 化審法における物理化学的性状・生分解性・生物濃縮性データの信頼性評価等について【改訂第１版】(平成 26 年 6 月 30 日):
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/reliability_criteria02_140630_00.pdf
2 化審法における人健康影響に関する有害性データの信頼性評価等について【改定第２版】(令和元年 9 月 11 日):
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/reliability_criteria03.pdf
3 化審法における生態影響に関する有害性データの信頼性評価等について(平成 23 年 9 月 15 日):
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/reliability_criteria04.pdf
4 有害性クラス：化学物質の有害性の強弱を 1, 2, 3, 4, 外の 5 区分で表したもの。
5 デフォルト：有害性情報が得られない物質について、過小評価を避けるために、一定の有害性を有するものと仮定して付与する有害性クラス（人
健康影響：有害性クラス 2、生態影響：有害性クラス 1）。
6 化審法におけるスクリーニング評価手法について【改定第 2 版】（2019 年９月）：
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/ra/screening.pdf
7 平成 27 年度第 6 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 平成 27 年度化学物質審議会第 3 回安全対策部会 第
158 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会
配布資料 資料 2-１スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質の候補と今後の進め方等について（案）：
https://www.meti.go.jp/shingikai/kagakubusshitsu/anzen_taisaku/pdf/h27_03_02_01.pdf

デフォルト適用候補物質の選定詳細については、別紙１を参照ください。

2. 有害性情報提供等について

不足している有害性情報項目は以下のとおりです。

・藻類生長阻害試験
・ミジンコ急性遊泳阻害試験
・魚類急性毒性試験

不足している有害性情報項目について、スクリーニング評価に利用可能[1,2,3]と考えられる有害性情報（試験報告書に限る）又は試験実施申出書を、別紙２の要領に従い提供をお願いします。

なお、有害性情報の提供または試験実施の申出期限については表２のとおりです。

表２　有害性情報提供等申出期間

デフォルト適用候補物質の提示日	有害性情報の提供または試験実施の申出期限
令和３年10月18日	令和３年12月24日まで　(試験実施は令和４年中)

3. デフォルト候補物質の公表以降の進め方等について

デフォルト適用候補物質の公表以降の進め方等については以下のとおりです。

3.1. デフォルトの有害性クラスの適用及び優先評価化学物質の指定

表１のデフォルト適用候補物質のうち、次に該当する物質については、デフォルトの有害性クラス（人健康影響：有害性クラス２、生態影響：有害性クラス１）を適用して、審議会で優先評価化学物質の判定の審議に諮り、優先評価化学物質の指定を進めます。

有害性情報の提供依頼又は試験実施の申出の受付に対して、

○ 不足している有害性情報の提供がない物質、又は、不足している有害性情報の提供があり信頼性等の確認を行ったが評価に使用することができないと判断された物質

かつ

○ 試験実施の申出がない物質

上記以外の物質については、デフォルトの有害性クラスの適用対象から除外することとし、次年度以降のスクリーニング評価の対象とします。

3.2. 有害性情報の報告の求め（法第10条第1項）の発出等

デフォルトの有害性クラスの適用により優先評価化学物質に指定された物質（以下、「デフォルト優先評価化学物質」という。）については、化審法第10条第1項に基づき優先評価化学物質の製造・輸入事業者[8]に対して、評価に必要な毒性試験等の試験成績を記載した資料の提出を求める手続き等を進めます。

---

8 「法第十条第一項の経済産業省令で定める者は、試験成績を記載した資料の提出の要求の日前三年以内に当該要求に係る優先評価化学物質の製造又は輸入の事業を営んでいた者とする。」（経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（平成二十七年三月十六日経済産業省令第十一号）第十二条）

3.3. デフォルト優先評価化学物質の評価

デフォルト優先評価化学物質については、化審法10条第1項の発出等により取得した有害性情報に基づき、優先評価化学物質としての評価を進める前にスクリーニング評価に準じた評価を行います。

今後の進め方のイメージ

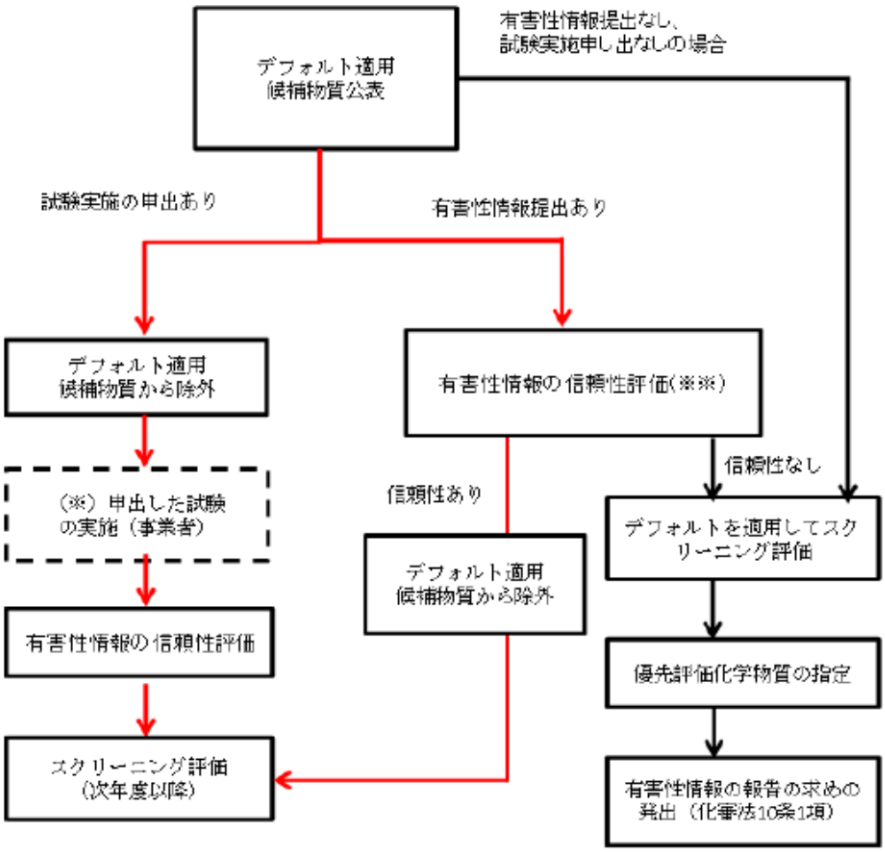

(※) 同一物質について複数の事業者から試験の申出があった場合は、過去3 年間の製造・輸入の届出数量の合

計値が最も大きい事業者に試験を実施していただく予定としております。
（※※）当該年度のデフォルト適用の判定までに信頼性評価未実施のものは当該年度のデフォルト適用を保留とする。
****
[4] ***健康安全***
◇無料の電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します
～11月６日（土）、全国８労働局で相談に対応～
＜厚生労働省　2021年10月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ygClyGODcpQ1mZBY
　厚生労働省では、11月６日（土）を特別労働相談受付日とし、都道府県労働局の職員による無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。
　これは、長時間労働や賃金不払残業の解消に向けた取組を行う「過重労働解消キャンペーン」の一環として行うものです。この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け付けており、労働基準関係法令の考え方の説明や、労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する情報の受理、関係機関の紹介など相談内容に合わせた対応を行います。
「過重労働解消相談ダイヤル」概要
■フリーダイヤル
なくしましょう　ながい 残 業
０１２０ － ７９４ － ７１３
・全国どこからでも、携帯電話からも無料で利用可能
■受付日時　　11月６日（土）　9:00～17:00
■実施労働局　　全国８労働局　（労働局名、問い合わせ先等については、別紙をご覧ください。）
****
[5] ***農薬***
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。
＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2021年10月21日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/
****
[6] ***食品安全衛生関係***
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和3年10月19日生食発1019第1号）
＜厚生労働省　2021年10月19日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211019I0020.pdf

生食発1019第１号
令和３年10月19日

都道府県知事
各　保健所設置市長　殿
特 別 区 長

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
（ 公印省略）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和３年厚生労働省告示第375号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。
　改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第１　改正の概要
　　食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第１項の規定に基づき、規格基準告示に規定する動物用医薬品

イソメタミジウム、動物用医薬品オイゲノール、動物用医薬品クロルヘキシジン、動物用医薬品デコキネート、農薬トルフェンピラド、動物用医薬品ナフシリン、動物用医薬品ニトロキシニル、動物用医薬品バージニアマイシン、農薬フェンキノトリオン、農薬フラザスルフロン、動物用医薬品メシリナム及び動物用医薬品メンブトンについて、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

第２ 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して１年を経過した日から適用すること。

＜告示の日から起算して１年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
トルフェンピラド	だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、はくさい、ブロッコリー、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、ねぎ（リーキを含む。）、にら、トマト、ピーマン、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、日本なし、西洋なし、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、すもも（プルーンを含む。）及びいちご
フラザスルフロン	米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ及びその他のハーブ

第３ 運用上の注意

１ 残留基準値関係

⑴ 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。ただし、デコキネート、ナフシリン、バージニアマイシン及びメシリナムは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第１ 食品の部Ａ 食品一般の成分規格の１に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならないこと。

⑵ 今回残留基準値を設定するイソメタミジウムとは、イソメタミジウムのみとすること。なお、今回の改正

に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑶ 今回残留基準値を設定するオイゲノールとは、オイゲノールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑷ 今回残留基準値を設定するクロルヘキシジンとは、クロルヘキシジンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑸ 今回残留基準値を設定するデコキネートとは、デコキネートのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑹ 今回残留基準値を設定するトルフェンピラドとは、トルフェンピラドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑺ 今回残留基準値を設定するナフシリンとは、ナフシリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑻ 今回残留基準値を設定するニトロキシニルとは、ニトロキシニルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑼ 今回残留基準値を設定するバージニアマイシンとは、バージニアマイシンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑽ 今回残留基準値を設定するフェンキノトリオンとは、フェンキノトリオンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと

⑾ 今回残留基準値を設定するフラザスルフロンとは、フラザスルフロンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑿ 今回残留基準値を設定するメシリナムとは、メシリナムのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⒀ 今回残留基準値を設定するメンブトンとは、メンブトンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

２ その他

食品衛生法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬トルフェンピラド及び農薬フェンキノトリオンに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

◇<u>オランダの一部区域からの生きた家きん等の一時輸入停止措置について</u>

＜農林水産省　2021年10月28日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211028.html

今般、オランダのフレヴォラント州の飼養家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認された旨、オランダ家畜衛生当局から情報提供がありました。

オランダ家畜衛生当局からの通報を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年10月27日（水曜日）、該当区域（※1）からの生きた家きん及び液卵の輸入を一時停止（※2）しました。

◇<u>ドイツからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について</u>

＜農林水産省　2021年10月28日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211028_3.html

ドイツのシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州の家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認され、本発生に伴い設定された制限地域がニーダーザクセン州に及んだ旨、ドイツ家畜衛生当局から国際獣疫事務局（OIE）に通報がありました。

OIEへの通報を受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年10月25日（月曜日）、以下の地域からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

****

［7］***<u>温暖化対策関係</u>***

◇<u>2030年削減目標達成でも今世紀末までに平均気温2.7度上昇 国連</u>

＜NHK　2021年10月27日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211027/k10013323321000.html

UNEP＝国連環境計画は各国が 2030 年に向けて掲げた温室効果ガスの削減目標を達成したとしても、世界の平均気温は今世紀末までに少なくとも 2.7 度上昇するという見通しを発表し、各国に対策の強化を求めています。
UNEP は、2010 年から毎年、温室効果ガスに関する報告書をまとめていて、国連の気候変動対策の会議「COP26」を前に 26 日、ことしの報告書を発表しました。
それによりますと、新型コロナウイルスの感染が拡大した去年 1 年間で、世界の二酸化炭素の排出量は、前の年に比べて 5.4%減った一方、メタンや一酸化二窒素などを含む温室効果ガス全体の排出量の減少は、限定的だったとみられるということです。
その上で、各国で経済活動が再開される中、ことしの二酸化炭素の排出量は、去年に比べて 4.8%増え、温室効果ガス全体の排出量は、これまでで最も多かった 2019 年よりもやや低い水準になる見通しだとしています。
報告書は、各国が先月までに掲げた、2030 年に向けた削減目標を達成したとしても、世界の平均気温は今世紀末までに少なくとも 2.7 度上昇する見通しで、気温の上昇を、産業革命前に比べ 1.5 度に抑えるとする国際的な枠組み「パリ協定」の目標達成にはほど遠いとして、各国に対策の強化を求めています。

専門家 完全な脱炭素化は全政策分野で気候変動対策へ考慮必要

UNEP＝国連環境計画の報告書を執筆した 1 人で、ドイツのシンクタンクの倉持壮主任研究員は NHK のインタビューで、去年、二酸化炭素の排出量が減少したものの、温室効果ガス全体の減少は限定的だったとみられることについて「飛行機を使った出張が減るなどコロナ禍で二酸化炭素をより排出しないライフスタイルが定着したことが背景にあるかもしれない。一方、エアコンや冷蔵庫に使われる冷媒のほか、農業や畜産から多く排出されるメタンは、コロナの影響を受けにくかった」と分析しました。
その上で、日本が 2050 年までに国内の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする目標を打ち出していることについては「過去数年の気候変動対策に比べると、目指すレベルがかなり上がった一方、実際に経済構造をどう転換し、財政的にサポートしていくのか具体的な実行計画までは詰められていない。完全な脱炭素化を目指すには、すべての政策分野において気候変動対策が考慮されなければならない」と述べ、具体的な実行計画をもとに世界の温暖化対策をけん引していく必要があると強調しました。

◇脱炭素化への移行に向け、トランジション・ファイナンスに関する鉄鋼分野における技術ロードマップを取りまとめました

＜経済産業省　2021 年 10 月 27 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211027002/20211027002.html?from=mj

経済産業省は、トランジション・ファイナンスの推進を目指し、脱炭素への移行に向けた分野別の技術ロードマップを策定しています。今般、鉄鋼分野についてとりまとめましたので、お知らせします。

1. 背景

2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、再生可能エネルギー等の既に脱炭素の水準にある事業に加えて、省エネやエネルギー転換など着実な脱炭素化に向けた「トランジション（移行）」への資金供給が不可欠です。
経済産業省は、環境省・金融庁と共同して、2021 年 5 月に「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」（以下、基本指針）を策定しました。基本指針は、脱炭素への移行に向けて、「トランジション・ボンド/ローン」と名付けて資金調達を行うために、事業会社、金融機関等に示した手引きです。
経済産業省では、CO2 多排出産業の 2050 年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な移行の方向性を示すため、「経済産業分野におけるトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ策定検討会」（座長：地球環境産業技術研究機構（RITE）システム研究グループリーダー 秋元圭吾）を開催し、第一弾として、「トランジション・ファイナンス」に関する鉄鋼分野における技術ロードマップをとりまとめました。
今後、化学、電力、石油、ガス、製紙・パルプ、セメントの 6 分野についてもロードマップを策定する予定です。

2. 概要

本技術ロードマップでは、鉄鋼分野での 2050 年カーボンニュートラル実現に向けて、科学的根拠に基づいて、必要と想定される「技術」を示しています。これらの技術には、現状利用可能な省エネ・高効率化等の着実な低炭素技術に加え、将来的な革新技術についても、国内の各政策及び国際的なシナリオ等を参照し、背景や時間軸とともに表しています。

企業がトランジション・ファイナンスを活用した気候変動対策を検討するにあたり、本技術ロードマップを参照することを想定しています。また、金融機関等においては、企業が資金調達を行う際に、脱炭素に向けた企業の戦略・取組がトランジション・ファイナンスとして適格かどうかを判断する際の一助になると考えています。
なお、トランジション・ファイナンスは、自社の低・脱炭素化に向けた投資だけでなく、他分野のトランジションに貢献する取組や既存設備の解体・撤去等、脱炭素化に必要な幅広い取組が対象になり得ますが、本ロードマップについては、主に鉄鋼分野における低・脱炭素に向けた「技術」を取り扱っています。

****

[8] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2021年10月21日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210045&Mode=0

◇グリーンイノベーション基金事業「CO2等を用いた燃料製造技術開発」プロジェクトに関する研究開発・社会実装計画（案）に対する意見公募

＜経済産業省　2021年10月22日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620221022&Mode=0

◇食品表示基準の一部改正案に関する意見募集について

＜消費者庁　2021 年 10 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/026384/

1.意見募集の対象

・食品表示基準の一部改正案

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080061&Mode=0

2.一部改正案の概要

(1)「日本食品標準成分表」が改訂され、新たな分析方法が採用されたこと等から、栄養成分表示等に係る分析方法の整理を行うとともに、表記の修正等、所要の改正を行う。

(2)遺伝子組換え表示制度について、新たな遺伝子組換え農産物を追加するとともに、「特定遺伝子組換え農産物」の形質をもつ農産物が従来育種により生産可能となったことに伴う所要の改正を行う。

(ア)遺伝子組換えからしなについて、今後、厚生労働省による安全性審査を経て、新たに遺伝子組換えからしな由来の食品の国内流通が見込まれることから、遺伝子組換え表示の義務付けの対象農産物に「からしな」を追加することとする

(イ)高オレイン酸の形質を有する大豆について、従来育種により生産可能となったことにより、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が「特定遺伝子組換え農産物」に該当しなくなったことから、特定遺伝子組換え農産物の形質から「高オレイン酸」を削除することとする

(3)国際規格に適合させるため、しょうゆの日本農林規格(平成16年農林水産省告示第1703号)が改正され、今後、食用植物油脂の日本農林規格(昭和44年農林省告示第523号)についても改正予定であることから、当該規格を引用している規定について改正を行う。

(4)不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)が改正されたことから所要の改正を行う。

3.意見募集期間

令和3年10月27日(水)から同年11月26日(金)まで(郵送の場合は同日必着)

4.意見の提出方法　　―省略―

[公募結果、意見募集結果]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（イソメタミジウム等12品目）の残留基準の改正）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

＜厚生労働省　2021年10月18日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210126&Mode=1

◇『「ＨＦＣ」の輸入割当てについて（案）』に対する意見募集の結果について
＜経済産業省　2021年10月19日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595121083&Mode=1

◇「地球温暖化対策計画（案）」に対する意見募集の結果について
＜環境省　2021年10月22日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195210032&Mode=1
****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・化学物質のリスク評価検討会（有害性評価小検討会）　　10 月 28 日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8jid8Fu7SqwNomhY
（１）リスク評価対象物質の有害性評価について
（２）その他
・令和３年度第２回化学物質のリスク評価検討会（有害性評価小検討会）資料　　10 月 28 日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-DKX-lGxQKYHqOJY
（１）有害性評価の判断基準の再確認について
（２）リスク評価対象物質の有害性評価について
(初期リスク評価)
　Ｎ・Ｎ－ジメチルホルムアミド
(詳細リスク評価)
　チオ尿素
　テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
　ピリジン
（３）その他
・農薬第二専門調査会（第 14 回）の開催について（非公開）【11 月 8 日開催】
＜内閣府　2021 年 10 月 28 日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai2_senmon_14.html
（１）農薬（グルホシネート）の食品健康影響評価について
（２）その他
・栄養成分関連添加物ワーキンググループ（第 17 回）の開催について【11 月 4 日開催】
＜内閣府　2021 年 10 月 28 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_eiyou_annai_17.html
（１）専門委員等の紹介
（２）ワーキンググループの運営等について
（３）座長の選出・座長代理の指名
（４）25-ヒドロキシコレカルシフェロールに係る食品健康影響評価について
（５）その他
・食品安全委員会（第 838 回）の開催について【11 月 2 日開催】
＜内閣府　2021 年 10 月 28 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai838.html
（１）農薬第五専門調査会における審議結果について
　　・「フロラスラム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
　　・農薬「イプロジオン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「LFS 株を利用して生産されたリパーゼ」に係る食品健康影響評価について
（３）食品安全委員会の運営について（令和３年７月から９月まで）
（４）その他
・第 25 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の開催について　　10 月 28 日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G-DL67Lkp5uOqryJY
（１）新型コロナワクチンの臨時接種について
（２）その他
・厚生科学審議会 再生医療等評価部会 遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第５回）　　１０月２８日～ １１月２日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21930.html
（１）　遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部改正の概要（案）について
・学校法人ガバナンス改革会議（第８回）の開催について　　10 月 28 日
＜文部科学省　2021 年 10 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af88ac3Y4y2v4ybG
1. 学校法人のガバナンスについて
2. 内部統制システム、会計監査人について
3. その他

[開催記録、報告、資料等]
・第144回疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会　審議結果　　10月28日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21908.html
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会（オンライン会議）資料　10月28日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21903.html
(1) ゲノム編集技術応用食品等の個別品目（トラフグ）について
(2) その他
・厚生科学審議会 再生医療等評価部会 遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第５回）資料
＜厚生労働省　2021 年 10 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21931.html
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）　　10月28日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127713.html
（１）新型コロナワクチンの臨時接種について
（２）その他
・第 25 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会　資料　　１０月２８日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554_00013.html
・日 ASEAN 首脳会議における環境分野の成果について　　10 月 27 日
＜環境省　2021 年 10 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/110137.html
****

[10] *その他*

・「京都大学霊長類研究所」名称変更へ 不適切会計で組織を再編
＜NHK　2021 年 10 月 27 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20211027/k10013323501000.html
霊長類の研究で世界的に知られる京都大学霊長類研究所について、不適切な会計処理が起きたことから、大学は組織を再編し、名称も変更することを発表しました。
京都大学は 26 日、記者会見をして発表しました。
それによりますと、愛知県犬山市にありチンパンジーなどの霊長類の研究拠点として世界的に知られている京都大学霊長類研究所について、総額 11 億円を超える不適切な会計処理が明らかになったことから、大学は、管理・運営を複数の部局で構成する協議会で行う組織に再編し、名称も「ヒト行動進化研究センター」に変更するとい

うことです。
霊長類研究所にはこれまで、研究分野と付属のセンターが合わせて 12 ありましたが、「ヒト行動進化研究センター」には 5 つを残し、そのほかは、ほかの学科や別の研究センターに振り分けたり、廃止したりするということです。
この組織の再編は来年 4 月から行われるということです。
京都大学の湊長博学長は「霊長類研究所は、ほかの部署との連携が極めて希薄だったことが問題だった。今回の再編で、健全な運営と霊長類研究の一層の発展につながると考えている」と話しています。

・京大が霊長類研究所を事実上「解体」へ　世界的な拠点、研究資金不正の舞台
＜京都新聞　2021 年 10 月 14 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/658473
　世界の霊長類研究を牽引（けんいん）してきた京都大霊長類研究所（愛知県犬山市、霊長研）について、京大が組織再編する方向で検討を進めていることが１４日、関係者への取材で分かった。霊長研を巡っては、京大が昨年、元所長の松沢哲郎・元特別教授らが関わったとする研究資金不正を公表。今回の京大の方針について、霊長研の事実上の「解体」と見る関係者もいる。京大は月内にも最終決定するとみられる。
　関係者によると、京大は霊長研について、学部や研究科と並ぶ組織として位置づけられる「付置研究所」から外すなど大幅に組織再編する方向で検討している。「霊長類研究所」の名称もなくなる可能性が高い。一方、霊長研が飼育してきた動物は犬山市の施設内でそのまま管理するとみられる、という。
　この問題で京大は昨年６月、霊長研にあるチンパンジー用ケージの整備に絡んで約５億円に上る研究資金の不正支出があったとする調査結果を公表。松沢氏を懲戒解雇とするなど計６人を懲戒処分にした。一方、松沢氏は京大に対し、教授としての地位確認を求める訴訟を京都地裁に起こしている。
　霊長研は１９６７年に犬山市に設置された。歴代所長の中には日本霊長類研究のパイオニアである河合雅雄氏がいる。チンパンジー研究の世界的権威として知られる松沢氏も２００６～１２年に所長を務めた。

********** 以上 **********